

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和2年5月1日（金） 議場

## 出席委員（7名）

（委員長）安 田 篤 （副委員長）安 達 卓 是  
岡 村 英 治 奥 岩 浩 基 土 光 均 矢 田 貝 香 織  
渡 辺 穰 爾

## 欠席委員（1名）

三 鴨 秀 文

## 説明のため出席した者

伊澤副市長

【市民生活部】朝妻部長

[保険課] 佐小田課長

[収税課] 影岡次長兼収税課長

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

## 傍 聴 者

石橋議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 遠藤議員 岡田議員 門脇議員  
国頭議員 田村議員 戸田議員 西川議員 前原議員 又野議員  
報道関係者2人

## 審査事件及び結果

議案第52号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第53号 米子市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

[原案可決]

~~~~~

## 午後1時18分 開会

○安田委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

三鴨委員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案2件について審査をいたします。

議案第52号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第53号、米子市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連していますので一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

佐小田保険課長。

○佐小田保険課長 それでは、議案52号、議案第53号を併せて説明させていただきます。

議案第52号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。事前にお配りしております5月臨時議会資料1を御覧ください。

本議案は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から国民健康保険被保険者で感染した場合、労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金を支給するため、改正するものでございます。

主な改正内容ですが、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または感染が疑われ療養のために労務に服することができず、給与等の全部または一部を受け取ることができない場合に、4日目以降の期間について1日当たりの平均賃金の3分の2に相当する額を支給するもので、支給期間については、支給開始日から起算して、1年6か月を超えない期間とするものでございます。

続きまして、議案第53号、米子市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。本議案は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正により、後期高齢者医療の被保険者で感染した場合、労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金を支給することとされることに伴い、所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容ですが、米子市が行う事務において、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、附則第1条の2の規定により、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えることとするものでございます。説明は以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岡村委員。

**○岡村委員** この新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病手当金を支給することができるようになるということで、一步前進だというふうを考えて、私はこの議案に賛成する立場なんですけども、その点でちょっと一点だけ確認させていただきたいと思いますが、先ほどの議案質疑で、支給対象を自営業者などにも拡大すべきじゃないかというふうに質問したところ、今後の国の動向に注視したいという御答弁でした。こういったことについては、やはり国保の都道府県単位化ということもあります。そういった中であって、やはり鳥取県や米子市、やはり独自にでも自営業者も支援対象にするというふうな形のをやはり検討すべきじゃないかと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

**○安田委員長** 朝妻市民生活部長。

**○朝妻市民生活部長** 先ほどの本会議でもお答えしましたとおり、国民健康保険のこの事業につきましては、おっしゃいますように県も事業主体になっておりますので、県と協議をしながらということになります。現時点で財源等の見通しもございませんので、まずは国の動向を注視していきたいと、独自で先行するということはちょっとまだ今、県内で共通認識が取れているところではございませんので、国の動向を注視したいと思っております。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** ぜひ県とも、また他の県内の市町村の皆さんともよく、この点についても検討を加えていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

○安田委員長 ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これより討論に入ります。討論ありませんか。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより、2件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第52号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、米子市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

**午後1時24分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 田 篤